



# 国保だより

No. 49  
令和5年  
2月発行



令和4年6月 市民ラジオ体操会

## 医療費削減のためにも適度な運動を日常生活にとり入れ 健康を維持しましょう。

### 目次

ごあいさつ	P2
令和3年度の国保特別会計の運営状況について	P2
歳入歳出決算の概要	P3
国保税のお支払いは原則口座振替となります	P3
鴻巣市からの各種ご案内	P4～6
人間ドック・脳ドックの助成を行います	P6
特定健診を受けた後は、特定保健指導を受けましょう！	P7
保険証の正しい使い方について	P7
マイナンバーカードが保険証として利用できます	P8
所得の申告をお願いします	P8

ひなちゃんも  
一緒に健康管理！



## ～ごあいさつ～

### I 保険者(鴻巣市)から

鴻巣市長 並木 正年



日頃より、本市の行政運営にご支援、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険は国民皆保険の中核となる制度であり、平成30年度から、新たに都道府県を財政運営の責任主体として市町村と共同で運営をしています。現在、埼玉県は県内の保険税水準について、令和9年度の準統一を目指しているところです。

このような中、本市では、今年度に平成30年度以来4年ぶりとなる税率改正を行いました。埼玉県が毎年示す標準保険税率との較差は依然として大きい状況です。また、本市一人当たりの医療費は、令和2年度はコロナ禍による受診控えにより一時的に低下しましたが、令和3年度にはコロナ禍以前を上回り過去最高となるなど、令和4年度においても増加傾向が続いていることから、持続可能で安定した事業運営を維持していくため、令和5年度も税率改正を行うこととなりました。被保険者の皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、ご理解をお願いいたします。

市では、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成30年度から実施している第3子以降の子どもの均等割額の全額減免を引き続き延長することとしました。今年度から国が開始した未就学児の均等割額の半額を減額する制度と併せ、引き続き子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

また、特定健康診査や特定保健指導の推進、糖尿病性腎症重症化予防事業の実施、人間ドック・脳ドック検査費用の一部助成、ジェネリック医薬品の活用等、健康づくりのための各種事業を積極的に展開し、引き続き医療費の削減に努めてまいります。

今後も、市民の皆様と共に歩みながら、誰もが活躍でき、主役になれるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### I 鴻巣市国保運営協議会から

鴻巣市国民健康保険運営協議会 会長 金子 宮司



今年度から本市国保運営協議会の会長を務めさせていただくこととなりました金子です。昨年度まで副会長として、微力ながら前任の藤田会長を支えてまいりましたが、今年度、会長職という大役を仰せつかり、責任の重さに身の引き締まる思いです。

本運営協議会は、本市の国民健康保険が安定して運営できるよう、保険税や保険給付、保健事業等について、意見の交換や審議を行う場として設置されており、今年度は、並木市長より令和5年度の国保税の税率改正の諮問を受け、慎重な審議を行ってまいりました。

本市におきましては、各種保健事業や医療費適正化など、きめ細かな事業を推進しているところではありますが、一人当たり医療費が引き続き増加傾向であることから、被保険者数は減少しておりますが、埼玉県に納める国保事業費納付金が令和5年度も増加するなど、国保運営の環境は依然厳しい状況となっております。

また、令和9年度の県内市町村の保険税水準の準統一を見据え、将来にわたり国保制度の安定した運営を図るため、計画的、段階的に本市の国民健康保険税率の改正を行っていくべく、令和5年度の税率改正の答申を行いました。

今後も、本運営協議会は、その責務の重さを認識し、国保事業の力になれるよう、本会の運営に心がけてまいります。

## 令和3年度の国保特別会計の運営状況について

令和3年度の国保財政の運営状況は、前年度のコロナ禍による受診控えからの回復、反動等により、医療機関への支払である保険給付費(表-1中、歳出「①市が支払う医療費等」)が約82億3,000万円となり、昨年度と比較して約7億5,000万円の大幅な増加となりました。また、事業費納付金(歳出「②県に納める納付金」)についても、前年度比約1億4,000万円増となる約29億3,000万円となっております。

歳入については、保険税が前年度比で約5,000万円減少するなど、引き続き厳しい運営状況となっております。1人当たりの医療費(表-2)は374,305円となり、前年度から続いていたコロナ禍による受診控えの反動の影響などにより、昨年度と比較して35,029円の大幅な伸びとなり、令和4年度も増加傾向が続いています。引き続き特定健診の推進(表-3)や、各種健康づくり事業を積極的に展開するなど、医療費の削減に努めてまいります。

# 令和3年度 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の概要 (表-1)

(参考) 令和2年度

歳入	金額(億円)	割合%	金額(億円)	割合%
①国・県からの交付金	84.7	69.3%	77.1	68.3%
②国民健康保険税	21.7	17.8%	22.2	19.6%
③一般会計と基金からの繰入金	11.8	9.7%	9.3	8.3%
④前年度繰越金	3.4	2.8%	3.5	3.1%
⑤その他の収入	0.5	0.4%	0.8	0.7%
	122.1	100.0%	112.9	100.0%

※数値については実際の決算額に端数処理を行っています。

歳出	金額(億円)	割合%	金額(億円)	割合%
①市が支払う医療費等	82.3	69.4%	74.8	68.3%
②県に納める納付金	29.3	24.7%	27.9	25.4%
③保健事業費	2.0	1.7%	1.8	1.7%
④総務費やその他の支出	2.3	2.0%	2.3	2.1%
⑤基金積立金	2.6	2.2%	2.7	2.5%
	118.5	100.0%	109.5	100.0%

※数値については実際の決算額に端数処理を行っています。

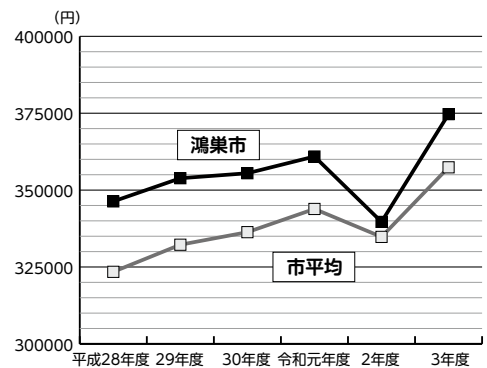
## 《一人当たり医療費額の推移》(表-2)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鴻巣市	345,937円	353,474円	355,097円
前年度比	103.1%	102.2%	100.5%
市平均	323,042円	331,854円	335,936円
県順位	8位	8位	10位

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鴻巣市	360,536円	339,276円	<b>374,305円</b>
前年度比	101.5%	94.1%	<b>110.3%</b>
市平均	343,481円	334,401円	<b>357,016円</b>
県順位	13位	21位	<b>10位</b>

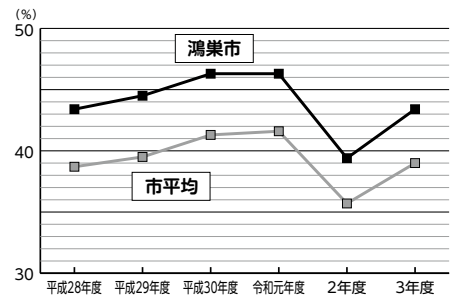
※県順位は県内40市中の順位



## 《特定健診受診率の推移》(表-3)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鴻巣市	43.4%	44.5%	46.3%	46.3%	39.4%	<b>43.4%</b>
市平均	38.7%	39.5%	40.1%	40.4%	34.8%	<b>38.0%</b>
県順位	9位	8位	7位	5位	12位	<b>7位</b>

※県順位は県内40市中の順位



## 国保税のお支払いは原則口座振替となります

市では、年金天引きの世帯を除き、原則として口座振替による納付となります。現在、納付書で国保税を納めている方は、便利で納め忘れのない口座振替への切り替えをお願いします。



# 令和5年度の国民健康保険税率を改正します

国民健康保険は、平成30年度の制度改革により都道府県が財政運営の責任主体となり市町村と共同運営する新制度となったことから、医療費は全額埼玉県が負担し、市は医療費に見合った納付金を埼玉県に納めています。

国民健康保険の被保険者数は年々減少しておりますが、一人当たり医療費は前ページの表2のとおり、コロナ禍前と比較しても大きく増加しています。今後も高齢化や医療の高度化等により増加傾向が続くことが予想され、埼玉県に納める納付金の支払いが保険税収入ではまかなえなくなることが懸念されます。

また、埼玉県では、現在、市町村ごとに異なる保険税率について、保険税水準の統一を目指しており、その過程において、令和9年度に収納率格差以外の項目を統一する（＝「準統一」）ことを目標としています。

このようなことから、国保財政の安定した運営を図るため、段階的に保険税率を改正しており、令和5年度も税率を改正します。

厳しい状況をご理解いただき、国民健康保険制度を持続可能な制度とするため、ご協力をお願いいたします。

## ○税率改正によるモデルケース別影響額

### 【モデル①】

1人世帯：世帯主（70歳）  
世帯主：年金収入150万円（＝所得40万円）

	改正後	改正前	増減
医療分	8,100円	6,000円	+2,100円
支援分	3,900円	3,900円	円
介護分	円	円	円
合計	12,000円	9,900円	+2,100円

※均等割 7 割軽減世帯

### 【モデル②】

1人世帯：世帯主（45歳）  
世帯主：給与収入350万円（＝所得237万円）

	改正後	改正前	増減
医療分	160,800円	153,800円	+7,000円
支援分	57,600円	57,600円	円
介護分	58,600円	54,800円	+3,800円
合計	277,000円	266,200円	+10,800円

### 【モデル③】

2人世帯：世帯主（70歳）、配偶者（68歳）  
世帯主：年金収入200万円（＝所得90万円）、  
配偶者：年金収入80万円（＝所得0円）

	改正後	改正前	増減
医療分	59,400円	52,400円	+7,000円
支援分	23,800円	23,800円	円
介護分	円	円	円
合計	83,200円	76,200円	+7,000円

※均等割 5 割軽減世帯

### 【モデル④】

3人世帯：世帯主（45歳）、配偶者（41歳）、子（10歳）  
世帯主：事業所得300万円、  
配偶者：給与収入90万円（＝所得35万円）、  
子：所得なし

	改正後	改正前	増減
医療分	258,300円	237,300円	+21,000円
支援分	98,100円	98,100円	円
介護分	88,500円	83,400円	+5,100円
合計	444,900円	418,800円	+26,100円

## ○令和5年度 国民健康保険税率改正内容

- (1)医療分の均等割を 7,000 円引き上げ
- (2)介護分の所得割を 0.2%引き上げ

区分		改正後 (令和5年度)	改正前 (令和4年度)	増減
医療分	所得割	6.90%	6.90%	
	均等割	27,000円	20,000円	+7,000円
支援分	所得割	2.30%	2.30%	
	均等割	13,000円	13,000円	
介護分 ※	所得割	2.20%	2.00%	+0.20%
	均等割	16,000円	16,000円	
合計	所得割	11.40%	11.20%	+0.20%
	均等割	56,000円	49,000円	+7,000円

※介護分は 40 歳から 64 歳の方のみ課税されます

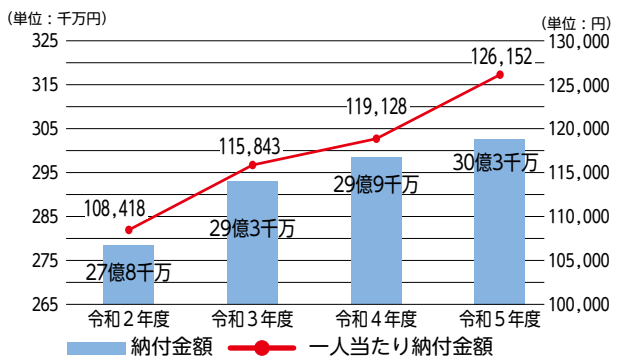
## 【参考】令和5年度 埼玉県標準保険税率

	所得割	均等割
医療分	6.78%	40,966 円
支援金分	2.75%	16,115 円
介護分	2.40%	17,395 円
合計	11.93%	74,476 円

※埼玉県標準保険税率は、医療費動向等により毎年度更新されます

鴻巣市は県標準保険税率と  
比較し低い税率である

## 埼玉県に納める納付金と一人当たり納付金額の推移





## 特別徴収（年金天引き）の平準化が始まります

国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）は4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいております。このうち4月・6月・8月に納めていただく保険税額（仮徴収）は、前年度の2月の保険税額と同額としています。

仮徴収額と本徴収額が大きく異なることが想定される方については、特別徴収される額が年間を通じてできるだけ均等になるように、6月、8月の仮徴収額を変更します。

### （例）保険税が年間 49,200 円の場合

#### ●平準化しない場合（変更前）

令和5年度						令和6年度					
仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収		
令和5年 4月	令和5年 6月	令和5年 8月	令和5年 10月	令和5年 12月	令和6年 2月	令和6年 4月	令和6年 6月	令和6年 8月	令和6年 10月	令和6年 12月	令和7年 2月
800円	800円	800円	15,600円	15,600円	15,600円	15,600円	15,600円	15,600円	800円	800円	800円

#### ●平準化した場合（変更後）

令和5年度						令和6年度					
仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収		
令和5年 4月	令和5年 6月	令和5年 8月	令和5年 10月	令和5年 12月	令和6年 2月	令和6年 4月	令和6年 6月	令和6年 8月	令和6年 10月	令和6年 12月	令和7年 2月
800円	11,900円	11,900円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円

※

※の計算方法

①前年度の年間保険税額 ÷ 6

② {① × 3回 - (4月特別徴収額)} ÷ 2回 → 6・8月それぞれの特別徴収額

#### 注意事項

●平準化により年間の保険税額が変わることはありません。

●平準化を行う時点では、本年度の税額は確定していませんため、前年度と同程度であると仮定し試算します。仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象になりません。

●毎年所得の変動が大きい場合は、特別徴収される額が均等にならない場合があります。



## 職場の健康保険などに加入したときは、国民健康保険の脱退の手続きが必要です

### 【健康保険が変わったのに国民健康保険の通知が届いたら】

他の健康保険に加入した場合は、必ず国保の脱退手続きを行って下さい。脱退の手続きがされるまでは、国民健康保険税が課税されます。

手続きについては、国保年金課、吹上・川里支所福祉グループの窓口までお越しいただくか、郵送でも可能です。

### 【お持ちいただくもの】

・「国保の保険証」「職場の健康保険の保険証」「マイナンバー確認書類」「届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）」となります。

※郵送の場合は市ホームページをご確認ください。

### 【会社等にお勤めの方へ】

職場の健康保険・厚生年金に加入できないか確認しましょう。

※令和4年10月から健康保険の適用範囲が拡大されました。



## ご検討ください

### 1. ご家族の健康保険の被扶養者への切り替えをご検討ください。

ご家族の中で、職場の健康保険組合等に参加されている方がいらっしゃる場合、その方の健康保険の被扶養者になれるかご検討ください。

被扶養者の方の保険料はかからないので、ご家族のご負担は増えません。

職場の健康保険ごとに加入条件、手続き等が異なりますので、職場または、健康保険組合等にお問い合わせください。

### 2. 任意継続をご検討ください。

任意継続とは、退職しても退職前の健康保険を継続することができる制度です。

前年（現役時代）中の所得により計算する国民健康保険税よりも、保険料が安くなる場合があります。

任意継続の手続には申請期限（退職後おおむね20日程度）がありますので、職場の健康保険組合等にご確認ください。



## 人間ドック・脳ドックの助成について

健康的な生活を送ることができるよう、疾病の早期発見や早期治療のために、人間ドック・脳ドックの検査費用の一部を助成しています。助成は1年度内に1回が限度となります。申請場所は国保年金課又は両支所福祉グループです。検査項目や実施医療機関、詳しい手続きの流れについては、広報「かがやき」11月号又は市HPをご覧ください。問い合わせ／国保年金課保健事業担当 ☎541-1321（内線2654）

### 人間ドック

**【助成対象】** 受診日当日30歳以上の鴻巣市国民健康保険の被保険者（国保税の未納がないこと）及び後期高齢者医療制度の被保険者（市税及び保険料の未納がないこと）

※申請時に市税や保険料の収納確認を行います。納付書払いの方は、納付後収納の確認に時間を要するため、納付した領収書の持参をお願いすることがあります。

**【指定医療機関で受診する場合（簡易1日人間ドック）】**

助成金額／27,000円

自己負担額／11,700円

医療機関にて予約後、受診日の一か月以内になりましたら保険証持参のうえ申請してください。必要書類をお渡します。※早すぎる申請は受付いたしかねます。

**【指定医療機関以外で受診する場合（一般人間ドック）】**

助成金額／オプション検査を除いた検査費用の7割（100円未満切り捨て）で限度額27,000円

必要書類／保険証、受診者の「氏名」「受診日」「医療機関名」が明記された領収書及び結果票の原本(写しをお取りします)、振込口座情報（通帳など。本人又は同世帯員以外の口座に振り込みを希望する場合は、委任状が必要です）

※結果票の交付に時間を要する医療機関もありますので、2～3月に受診された方は申請期日にご注意ください。

### 脳ドック

詳しくは、広報「かがやき」11月号又は市HPをご覧ください

**【助成対象】** 受診日当日35歳以上の鴻巣市国民健康保険の被保険者（国保税の未納がないこと）及び後期高齢者医療制度の被保険者（市税及び保険料の未納がないこと）



## 医療費を大切に～医療費節約のポイント～

#### ◆ジェネリック医薬品をご存じですか

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品と同様の有効成分を含み、同様の効果が得られると、厚生労働省が認める安全な薬です。

新薬に比べて開発コストが抑えられているため、安価で作成することが可能です。

#### ◆ジェネリックを使用するためには

まずはかかりつけの病院・薬局に相談しましょう。

かかりつけ薬局を持つことにより、ご自身の服薬状況やアレルギーの有無を把握し、適切な管理・指導をしてくれ、薬と正しく付き合うことが可能になります。複数の医療機関で治療を受けている場合でも、薬の重複処方や、飲み合わせによる副作用を防ぐことが出来ます。

※ジェネリックを使用するにあたって、直接医師に相談しにくい場合は、保険者が配布している、『ジェネリック医薬品希望シール』を健康保険証等に貼付し、受付に提示する方法もあります。

#### ◆お薬手帳を利用しましょう

お薬手帳は処方された薬の名前・量・日数・使用方法などを記録する手帳です。副作用やアレルギーの有無、過去の病気や体調の変化なども記入できるよう工夫されています。薬の重複もチェックしてもらえるので、医療費の節約にもつながります。また、残薬がある場合に、医師が処方量を調節する目安にもなるため、病院や薬局に行くときには必ず持参しましょう。

#### ◆重複受診は控えましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診は、初診料をそのつど支払い同じような検査や処置が行われ、さらに投薬や注射などを繰り返すことで、体の負担や副作用が心配されます。そのようなときに自分や家族の健康状態を把握してくれている「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」があると安心です。



# 特定健診を受けた後は、特定保健指導を受けましょう！

## 【特定保健指導とは】

特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、管理栄養士等の専門スタッフが個別に面談を行います。個人のライフスタイルに合った取り組みやすい目標を設定し、生活習慣の改善に向け約3か月間サポートします。

## 【対象者】 \*対象となった方には、市から利用券が送付されます

40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者かつ特定健診を受診した方で以下①・②の両方に該当した方

### （特定健診の結果）

- ①腹囲が男性85cm以上／女性90cm以上またはBMI25以上
  - ②高血糖、高血圧、脂質異常の項目のいずれかが該当
- ※糖尿病・高血圧・脂質異常症の薬剤を服用している方を除く。

## 【鴻巣市の特定保健指導】

- ・特定保健指導の初回面談に参加された方全員に記念品をプレゼントいたします。
- ・対面だけでなく、オンラインでの面談も実施しており、コロナ禍でもスマホがあれば誰でも簡単にご自宅でご面談できます。

## 【参加者の声】

- ・今まで極端なダイエットをしていたが続き、特定保健指導に参加してバランスの良い食事と運動が良いと分かった。
- ・面談で教えてもらったことを続けていたら、体の調子が良い。今回参加できて良かった。
- ・管理栄養士さんからのお話で危機感を持ち、間食やご飯の量を気をつけるようになったら、体重が減りました。
- ・専門職の方から支援いただくことで頑張ろうと思えました。これからもアドバイスをいただいたことを続けていきたいです。



特定保健指導は無料でご利用できますので、対象となった方は、お気軽にご利用ください。

また、特定保健指導に該当しなくても、健診結果により、再検査や治療の必要な項目がありましたら、早めに医療機関を受診してください。



## ～保険証の正しい使い方について～

### 保険証を利用するにあたって届出が必要な場合があります

第三者行為（交通事故など）によってケガや病気をしたときの治療費は、本来、加害者が負担することが原則です。

そのため、このような傷病で保険証を使って治療を受けるときには、国保年金課へ届出が必要となります。

#### ◆届出が必要な事例

- ◇交通事故にあったとき（自転車での事故も含む）
- ◇同乗していた車が事故を起こしてケガをしたとき
- ◇スポーツ等で接触事故に巻き込まれたとき
- ◇傷害事件に巻き込まれたとき
- ◇他人の落下物にあたってケガをしたとき など

また次のようなときは、国保で治療を受けることができません。

- ◇飲酒運転、無免許運転などの法令違反が原因の交通事故によるもの
- ◇けんか、泥酔などによるもの
- ◇犯罪行為や故意によるもの
- ◇業務上（仕事や通勤途中）の事故によるもの…労災保険で対応
- ◇医師の指示に従わなかったとき
- ◇病気とみなされないもの
- ◇加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまった場合



## マイナンバーカードが保険証として利用できます



ぜひ保険証利用の登録をお願いします。  
利用申込はスマートフォンから簡単に行えるほか、  
右の表の会場・セブン銀行ATM等でもお手続きできま  
す（※市役所で手続きが出来るのは本人分に限りま

### 手続きできる会場

- 市役所本庁舎（マイナンバーカード専用窓口）
- 市役所新館（国保年金課）
- 吹上支所（市民グループ）
- 川里支所（川里生涯学習センター）
- 中央公民館
- 箕田公民館
- 笠原公民館
- 常光公民館
- あたご公民館
- 田間宮生涯学習センター
- 吹上生涯学習センター
- 北新宿生涯学習センター
- 市民センター

### 【マイナンバーカードの保険証利用 さまざまなメリット】

- 病院の受付が顔認証で自動化され、便利になります
  - 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要になります（国保税に未納がある場合を除く）
  - マイナポータルで、自分の特定健診情報や薬剤情報を確認できるようになります
  - 確定申告の医療費控除が簡単になります
- etc

### 【鴻巣市の状況】

鴻巣市の国民健康保険被保険者のうち30.13%となる7,395の方がマイナンバーカードの保険証登録をしています。（R5.1.17現在）



## 所得の申告をお願いします

国民健康保険では、国民健康保険税の所得割の算定のほか、国民健康保険税の軽減判定や、高額療養費の自己負担限度額などの判定にも所得が用いられます。令和4年中に収入がなかった方も必ず申告をお願いします。申告については広報2月号の記事「市・県民税の申告のご案内」もご覧ください。

#### 【申告をしないと】

- ①国民健康保険税の軽減措置が適用されません  
一定の基準以下の収入の場合でも、軽減判定ができないため、軽減が受けられません。
- ②高額療養費の自己負担限度額が判定できません  
所得区分の判定ができないため、窓口で支払う自己負担額が高所得区分となります。
- ③高齢受給者証の負担割合が判定できません  
一定の基準以下の収入の場合でも、窓口の負担割合が3割負担となります。

#### 【申告が必要な方】

- ・鴻巣市の国民健康保険に加入している世帯の世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者（※）で、令和5年4月1日現在16歳以上の方（学生等、

#### 家族の扶養親族であっても申告がないと軽減等の適用を受けることができません。

- ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、継続して同一の世帯に属する方です。

#### 【申告が不要な方】

- ・所得税の確定申告や、市・県民税の申告をした方
- ・給与収入のみの方で、給与支払報告書が会社から市役所に提出されている方
- ・公的年金以外に収入がない場合で、公的年金支払報告書が市役所に提出されている方
- ・令和5年4月1日現在16歳未満の方で、家族の扶養親族となっている収入のない方